

議案第10号

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部
を改正する条例

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成17年かすみ
がうら市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1, 188円」を「1, 210.0円」に、「129.6円」
を「132.0円」に、「140.4円」を「143.0円」に、「151.
2円」を「154.0円」に、「162円」を「165.0円」に、「172.
8円」を「176.0円」に、「183.6円」を「187.0円」に、「1
94.4円」を「198.0円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のかすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前から継続している農業集落排水処理施設の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に支払を受ける権利が確定する使用料については、なお従前の例による。